

議案第 11 号

北本市職員の給与に関する条例の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の給与に関する条例（昭和 28 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「宿日直手当」を「管理職員特別勤務手当」に改める。

第 14 条第 3 項中「代休日）又は」を「代休日。第 17 条第 1 項において「祝日法による休日等」という。）又は」に、「代休日）その他」を「代休日。第 17 条第 1 項において「年末年始の休日等」という。）その他」に改める。

第 17 条を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当）

第 17 条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時ま

での間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした管理職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 改正後の北本市職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に勤務する管理職員について適用する。

（北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 3 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第3項中「勤務をした管理職員」とあるのは「勤務をした特定任期付職員」とする。